**平成２９年（フ）第２４２号**
堺市堺区櫛屋町東３丁１番７号　高田ビル301号
債務者　境　久美子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２４４号**
堺市北区新金岡町１丁３番17―110号
債務者　松井　雅博
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２４５号**
堺市北区新金岡町１丁３番17―110号
債務者　松井　春代
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２６７号**
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁72番地
債務者　東　　正子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２６８号**
大阪府松原市天美我堂６丁目５番18―101号
債務者　越智　睦美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２７０号**
堺市堺区少林寺町東１丁１番９号　第１リラハイツ202号
債務者　佐幸　一宏
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２８４号**
堺市北区東雲東町２丁２番３―607号
債務者　中田　雅子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２８６号**
堺市堺区一条通11番７―206号
債務者　村田　孝博
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２８９号**
堺市北区新金岡町３丁５番６―303号
債務者　野林スミヱ
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第３１０号**
大阪府松原市田井城４丁目148番地
債務者　安山こと　朴　日登美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第３１３号**
堺市堺区向陵東町１丁８番18号　ハイクオリティ向陵506号、前住所堺市北区東上野芝町２丁336番地　ハイツバームス202号
債務者　新井　友子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第３２０号**
大阪府松原市立部１丁目155番地の13
債務者　林　　昌志
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第３２９号**
堺市中区福田461番地５
債務者　丸岡由美子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１２号**
北海道富良野市東麻町13番３号　東麻町(低)団地３棟２号
債務者　南　真由美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５０号**
北海道旭川市１条通14丁目1327番地の１　こころ館
債務者　工藤　勝弘
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５８号**
北海道旭川市神楽岡９条４丁目９番16―２号
債務者　熊林沙緒里
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６２号**
北海道旭川市忠和６条８丁目１番41号
債務者　益田　敏明
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部